

空き家情報誌共同発行事業に係る仕様書

1 媒体について

発行部数	各年 600 部	
発行時期	令和 7 年 4 月、令和 8 年 4 月、令和 9 年 4 月の計 3 回発行（予定） 詳細は共同発行事業者（以下、「事業者」という。）の決定後に協議する。	
配布対象	空き家の所有者、空き家に関心のある者など	
配布場所	西宮市役所、各支所・サービスセンター等にて配布 （すまいづくり推進課・環境衛生課へ納品すること）	
配布期間	毎年 4 月より約 1 年間（予定）（令和 7 年 4 月から 3 年間） ※印刷分がなくなり次第配布終了	
規格等	サイズ	A 4 版（市指定の情報を 4 ページ程度市掲載すること）
	製本	中綴じ
	主な内容	空き家に関する市制度及び市窓口、その他税制等 ほか
	刷り色	カラー
費用	編集、発行等に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。	
作成期間	毎年度 1 1 月～ 3 月	
協定期間	協定締結日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで	
掲載内容	市民を空き家の予防や適正管理（賃貸・売買）、活用に導く内容及び国・県・市の諸制度等（税制や市独自の取組み等）を掲載すること。	

2 冊子の編集及び構成について

冊子作成に関わる一切の業務（企画・編集・印刷及び製本等）については、事業者が行うが、企画・編集等については市と協議し、承諾を得なければならない。

3 広告の掲載について

- (1) 広告の掲載内容については、市の承諾を得ること。市が冊子掲載に適さないと判断した場合は全部または一部を変更する。
- (2) 掲載内容については、西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準を遵守すること。ただし、西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準に掲載のない業種についての記載内容はと協議の上記載すること。
- (3) 西宮市広告掲載要綱第 2 条及び西宮市広告掲載基準第 4 条から第 8 条までに該当する広告は掲載できない。

4 その他

- (1) 市は、事業者へエクセルデータ、PDF データ及び手書き原稿等により情報提供を行う。
- (2) 冊子作成にあたり、環境への配慮があればそのことがわかる資料を添付すること。

【申込み・お問い合わせ先】

〒662-8567 西宮市六湛寺町 8 番 28 号 西宮市役所第二庁舎 11 階
西宮市 都市局 都市総括室 すまいづくり推進課
電話：0798-35-3778 FAX：0798-36-3795
e-mail：vo_sumaizukuri@nishi.or.jp